

# 社会福祉法人志賀町社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日の5年間

## 2. 内 容

目標① 育児休業の取得を推進し、女性の育児休業取得率100%の維持継続を目指す。

### 対策

- 令和5年4月～ 育児休業に関する制度の調査及び情報収集を行う。
- 令和5年9月～ 育児休業の取得にかかる給与の取扱いや社会保険の給付など、制度の周知を図る。
- 令和6年4月～ 対象職員には育児休業取得に関する手続き等の支援を行うとともに、休業中の業務は職場全体で支える体制と雰囲気づくりに努める。

目標② 通院や家族の看護・介護のためなど、時間単位の年次有給休暇を取得可能とする。

### 対策

- 令和5年4月～ 年次有給休暇を時間単位で取得することが可能であることを周知する。
- 令和6年4月～ 職員の事情に応じて柔軟な年次有給休暇の取得を推進する。

目標③ 6日以上の子次有給休暇の取得を推進する。

### 対策

- 令和5年4月～ 年6日以上の子次有給休暇の取得を奨励する。
- 令和5年9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、取得日数の少ない職員に対して年次有給休暇の取得を促すとともに、取得しやすいように業務の調整を行う。
- 令和6年4月～ 定期的に職員の年次有給休暇取得日数を把握し、取得日数の少ない職員については取得を促すとともに、取得しやすいように業務の調整を行う。